

○平群町空き家バンク制度実施要綱

(平成 26 年 12 月 25 日要綱第 17 号)

改正

平成 27 年 7 月 31 日要綱第 24 号

令和 3 年 4 月 13 日要綱第 38 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、空き家等の有効活用を通して、定住の促進及び地域の活性化を図るために実施する平群町空き家バンク制度について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 町内に存する空き家(居住を目的として建築され、かつ、現に居住の用に供されていない建物をいう。)及び空き家となる予定の建物並びに空き家が立地する宅地をいう。

(2) 空き家バンク制度 町内に存する空き家等に関する情報を登録し、利用希望者に対して本町が情報を提供する制度をいう。

(3) 所有者等 空き家等について所有権又は売却若しくは賃貸(転貸を除く。)を行うことができる権利を有する者をいう。

(4) 利用希望者 平群町空き家バンク登録台帳(以下「空き家登録台帳」という。)に登録された空き家情報の利用を希望する者をいう。

(適用上の注意)

第 3 条 空き家バンク制度は、空き家バンク制度以外の制度等による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家情報バンクの運営に関する協定の締結)

第 4 条 町長は、空き家情報バンク制度の有効活用するにあたり、町内外の事業所を有する不動産関連業者と連携に関わる事項について協定の締結を求めることができる。

(1) 空き家の存在状況を把握及び情報提供に関すること。

(2) 空き家バンクシステムにおける物件の登録、変更、抹消等による作業に関すること。

(3) 空き家の取引に関する交渉、代理、媒介等に関すること。

(空き家等の登録申込等)

第 5 条 空き家バンク制度による空き家等に関する情報の登録をしようとする所有者等は、平群町空き家バンク登録申込書(第 1 号様式)により町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、必要に応じ現地を調査し、申込者に対し登録しようとする事項の内容等を聴取し、審査を行い、登録が適当であると認めたときは、空き家登録台帳に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を平群町空き家バンク登録通知書(第 2 号様式)により、当該登録の申込みを行った者に通知するものとする。

4 空き家登録台帳の登録期間は、登録後 2 年間とする。

(空き家登録台帳の登録事項の変更、登録期間更新の届出)

第 6 条 前条第 2 項の規定による登録を受けた者(以下「空き家登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったとき、または登録期間の更新を行いたいときは、平群町空き家バンク登録事項変更・登録期間更新届出書(第 3 号様式)により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出により登録事項の変更をしたとき、または登録期間の更新を行ったときは、当該空き家登録者に平群町空き家バンク登録事項変更・登録期間更新通知書(第 4 号様式)により通知するものとする。

(空き家登録台帳の登録の抹消)

第7条 空き家登録者は、空き家登録台帳に登録された情報が必要なくなったとき、または空き家登録台帳の登録を抹消したいときは、平群町空き家バンク登録抹消届出書(第5号様式)により町長に届け出なければならない。

2 町長は、空き家登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳の登録を抹消するとともに、その旨を平群町空き家バンク登録抹消通知書(第6号様式)により当該空き家登録者に通知するものとする。

- (1) 前項の規定による空き家登録台帳の登録抹消の届出があったとき。
- (2) 当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (3) 空き家登録台帳に登録後、2年を経過したとき(登録の更新があったときを除く。)
- (4) 前3号に掲げるときのほか、町長が適当でないと認めたとき。

(空き家情報の公表)

第8条 町長は、町のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により空き家等に関する情報を公表するものとする。ただし、空き家登録者が希望しない事項については、この限りでない。

(空き家登録台帳の利用申込等)

第9条 前条の規定より公表されている情報以外に空き家登録台帳に登録された空き家等の情報の利用を希望する者は、予め利用希望者の登録承認を受けなければならない。

2 利用希望者は、利用希望者の登録をしようとするときは、平群町空き家バンク利用希望者登録申込書(第7号様式)により町長に申し込むものとする。

3 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する者であると認めたときは、当該利用希望者に関する情報を平群町空き家情報利用希望者登録台帳(以下「利用希望者登録台帳」という。)に登録するものとする。

- (1) 空き家等に定住し、又は定期的に滞在して、本町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (2) 前号に掲げる者のほか、町長が適当と認めた者

4 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を平群町空き家バンク利用希望者登録通知書(第8号様式)により当該申込みを行った者に通知するものとする。

5 利用希望者台帳の登録期間は、登録後2年間とする。

(利用希望者登録台帳の登録事項の変更、登録期間更新の届出)

第10条 前条第3項の規定による登録を受けた利用希望者(以下「利用希望登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったとき、または登録機関の更新を行いたいときは、平群町空き家バンク利用希望者登録事項変更・登録期間更新届書(第9号様式)により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出により登録事項の変更をしたときは、その旨を平群町空き家バンク利用希望者登録事項変更・登録期間更新通知書(第10号様式)により当該利用希望登録者に通知するものとする。

(利用希望者登録台帳の登録の抹消)

第11条 利用登録者は、利用希望者登録台帳に登録された情報が必要なくなったとき、または利用希望者登録台帳の登録を抹消したいときは、平群町空き家バンク利用希望者抹消届(第11号様式)により町長に届け出なければならない。

2 町長は、利用希望登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者登録台帳の登録を抹消するとともに、その旨を平群町空き家バンク利用希望者抹消通知書(第12号様式)により当該空き家利用希望登録者に通知するものとする。

- (1) 利用希望者登録抹消の届出があったとき。
- (2) 空き家等の利用の目的が第8条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。
- (3) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めたとき。

- (4) 申込内容に虚偽があったとき。
- (5) 利用希望者登録台帳に登録後、2年を経過したとき(登録の更新があったときを除く。)
- (6) 前各号に掲げるときのほか、町長が適当でないと認めたとき。

(情報の提供等)

第12条 町長は、第7条の規定によるもののほか、必要に応じ、空き家登録者及び利用希望登録者に対し、空き家登録台帳及び利用希望者登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

[第7条]

2 町長は、空き家登録者及び利用希望登録者が行う空き家等に関する交渉及び契約については、これに関与しない。

(個人情報の取扱い)

第13条 空き家登録者及び利用希望登録者並びに空き家登録台帳又は利用希望者台帳の登録情報を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家登録台帳及び利用希望者登録台帳から知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。
- (2) 個人情報を町長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報をき損し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (5) 個人情報の漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月31日要綱第24号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月13日要綱第38号)

この要綱は、公布の日から施行する。